第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 「地域福祉」による共生社会の構築

2 基本方針

基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

「地域福祉の一番の主体である地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、時と場合に応じて、支え、 支えられるという支え合いの関係(共助)の拡大を目指します。」

(すべての地域住民が互いに支え合う関係)

- 近年、高齢者、障害者、児童など対象ごとの福祉制度が充実する一方で、少子高齢化、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者の単身世帯の増加などにより、既存の制度では対応しきれない生活上の様々な問題(例:買い物・ゴミ出し・移動の支援など)が顕在化しています。
- こうした様々な生活問題を、すべての地域住民が自らの生活課題として捉え、地域のあらゆる主体が参画・協働して、解決に向けた仕組みを作りあげていくことが、安心して暮らせる地域社会づくりにつながります。
- そのため、地域住民が主体となって、福祉サービスを受けている高齢者、障害者、児童も時と場合に応じて支え手となりながら、誰にとっても何らかの居場所と出番がある地域において、人と人とが支え合う関係

(共助)を広げていくことが重要です。

(地域福祉の推進は待ったなしの状況)

- また、日頃から地域の住民同士がちょっとした変化に気づくような関係にあることで、その変化を近隣住民が共有しながら、必要な場合には適時に専門的な支援につなげることにより、問題の深刻化を予防することが可能となり、将来の社会の負担を低減させることにつながります。
- 今後、人口減少が避けられない中で、こうした予防的な効果も期待される地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉をこれからの社会福祉施策の中心として位置付け、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。

基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

「地域の多様な人々の様々な困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する「場」やその「場」を広げていくための仕組みづくりを促進し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します。」

(単なる居場所ではない、地域の課題を話し合う「場」づくり)

- 現在、国が示す地方創生の取組として「小さな拠点」の整備が掲げられていますが、この拠点の整備は、居場所としてだけでなく、例えば高齢者と子どもの世代間交流など誰もが交流しながら、地域の課題を話し合う「場」を作ろうとするものです。
- こうした取組により、地域の多様な人々の様々な困りごとを同じ住民という立場の人が気づくことにつながり、その気づきを発端として、必要な場合には専門職とも協力しながら、困りごとの解決に向けた仕組みづくりが動き出すことが期待されており、県としては、こうした地域の

課題を話し合って解決に結び付ける「場」の整備に取り組む市町や地域 を支援していきます。

(雇用、産業、教育などと連携したまちづくり)

- また、「場」の整備にあたっては、雇用、産業、教育などと連携して、各分野の人材やノウハウ、施設などの資源を活用すると同時に、その分野の課題やニーズにも応えることで、福祉分野だけでなく他方の分野にとっても良い解決策を見出すことにより、行政も含めた地域の関係者が幅広く参画・協働して地域社会に貢献し、地域の活性化を図ることが可能となります。
- このように、地域の課題を話しあって解決に結び付ける「場」の整備は、まちづくりにもつながることが期待されます。こうしたまちづくりの視点に立って、他の分野と連携し、福祉以外の分野の課題から発想することも重視します。

基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

「滋賀の縁創造実践センターをはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度のはざまを放置しない地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービス(公助)としての制度化を目指します。」

(「公」と「私」のそれぞれの役割)

- 地域住民には、地域で生活しているからこそ発見できる課題がありますが、課題解決のために必要な専門的知識や社会的な資源の確保については、地域住民だけでは限界があります。
- そのため、課題の解決を図るための新たな実践には、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置付けられている社会福祉協議会の専門的知識やノウハウが不可欠です。

- また、社会福祉法人も、現在(平成28年3月)国会に提出されている社会福祉法等の一部を改正する法律案において、地域における公益的な取組の実施が責務とされており、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、社会的孤立や子どもの貧困問題等の今日的な課題の解決を図るための新たな実践の担い手として重要な役割が期待されています。
- さらに、地域貢献や産官学連携などの社会貢献機能を有する大学等の 高等教育機関においても、その有する知的資源を活かして、民間や行政 と連携しながら、新たな実践への学問的なアプローチが期待されます。
- 一方、行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民や社会福祉協議会やその他の社会福祉法人とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービス(公助)として創っていくことが必要であり、県として積極的に取り組みます。